

＜ウェルビーイング学部＞

授業科目の履修要項（抜粋）

1 卒業要件

ウェルビーイング学部では学生が卒業の認定を受けるためには、下記の条件を満たす必要がある。

(1) 所定単位の修得

地域創生学科

地域創生学科の学生は基盤教育科目の中から必修8単位、選択必修10単位以上を修得し、かつ学科専門科目の中から必修32単位、選択必修20単位以上、選択単位24単位以上を含めた合計124単位以上を修得しなければならない。

授業科目区分 単位区分	基盤教育科目 ^{※1}						地域創生学科 専門科目
	①建学の 理念科目	②スタート アップセミ ナー	③教養実践 科目	④教養コア 科目	⑤藤プロ ジェクト	⑥外国語科 目（外国人 留学生の場 合は※1. a～c 参照）	
必修単位	2単位	1単位	3単位			2単位	32単位
選択必修単位	2単位以上			4単位以上		4単位以上	20単位以上 ^{※2}
選択単位							24単位以上
自由選択単位	30単位以上 ^{※3}						
卒業必要 単位数合計	124単位以上						

※1 基盤教育科目は、区分「建学の理念科目」の必修科目以外の科目から2単位以上、区分「教養コア科目」から4単位以上、区分「外国語科目」から4単位以上選択必修。ただし、学則第63条に定める外国人留学生の区分「外国語科目」の履修については、以下の通りとする。

- 留学生を対象に開講する日本語科目も、「外国語科目」として履修することを認める。
- 母語（第一言語）、母国における公用語、又はそれに準ずる日常語（例：中等教育の主たる教授言語）に相当する言語の科目を、「外国語科目」として履修することは、原則として認めない。
- 英語が前項（b）の言語に該当する場合、ウェルビーイング学部における英語必修科目（Academic Communication I・II）の単位は英語以外の外国語科目（留学生日本語科目を含む）の単位をもって充当できるものとする。

※2 学科専門科目は、小区分「地域創生の基礎」「衣生活科学」「食生活科学」「住生活科学」「家庭経営・家族学」「子ども・生涯発達科学」「社会福祉学」「ワークショップデザイン」「ソーシャルラーニング」「応用」からそれぞれ2単位以上選択必修。

- ※3
- 他学科専門科目は、12単位まで自由選択単位として算入できる。
 - 教員免許に関する科目（「指導法に関する科目等」）は、指定された科目のうち12単位まで自由選択単位として算入できる。
 - 他学部学科専門科目及び協定校修得科目（本学教育課程表外の科目）は、合わせて12単位まで自由選択単位として算入できる。
 - 他大学等で修得した単位は、12単位まで自由選択単位として算入できる。

食環境マネジメント学科

食環境マネジメント学科の学生は基盤教育科目の中から必修8単位、選択必修10単位以上を修得し、かつ学科専門科目の中から必修79単位、選択単位27単位以上を含めた合計126単位以上を修得しなければならない。

授業科目区分 単位区分	基盤教育科目 ^{*1}						食環境マネジメント学科 専門科目
	①建学の 理念科目	②スタート アップセミ ナー	③教養実践 科目	④教養コア 科目	⑤藤プロ ジェクト	⑥外国語科 目（外国人 留学生の場 合は※1. a～c参照）	
必修単位	2単位	1単位	3単位			2単位	79単位
選択必修単位	2単位以上			4単位以上		4単位以上	
選択単位							27単位以上 ^{*2}
自由選択単位	2単位以上						
卒業必要 単位数合計	126単位以上						

※1 基盤教育科目は、区分「建学の理念科目」の必修科目以外の科目から2単位以上、区分「教養コア科目」から4単位以上、区分「外国語科目」から4単位以上選択必修。ただし学則第63条に定める外国人留学生の、区分「外国語科目」の履修については、以下の通りとする。

- 留学生を対象に開講する日本語科目も、「外国語科目」として履修することを認める。
- 母語（第一言語）、母国における公用語、又はそれに準ずる日常語（例：中等教育の主たる教授言語）に相当する言語の科目を、「外国語科目」として履修することは、原則として認めない。
- 英語が前項（b）の言語に該当する場合、ウェルビーイング学部における英語必修科目（Academic Communication I・II）の単位は英語以外の外国語科目（留学生日本語科目を含む）の単位をもって充当できるものとする。

※2 他学科専門科目、他学部学科専門科目、教員免許に関する科目（「指導法に関する科目等」）（指定科目）及び協定校修得科目（本学教育課程表外の科目）は、合わせて8単位まで選択単位として算入できる。

子ども教育学科

子ども教育学科は幼稚園教諭免許・保育士資格または幼稚園教諭免許・小学校教諭免許のいずれかの取得を主たる目的とする学科であり、原則として免許・資格取得を目指して科目を履修する（ただし、免許・資格取得を卒業の要件とはしない）。

子ども教育学科の学生は基盤教育科目の中から必修8単位、選択必修10単位以上を修得し、かつ学科専門科目の中から必修11単位、幼稚園・小学校教諭免許指定科目から選択必修科目48単位以上を含めた合計127単位以上を修得しなければならない。

授業科目区分 単位区分	基盤教育科目 ^{*1}						子ども教育学科 専門科目
	①建学の 理念科目	②スタート アップセミ ナー	③教養実践 科目	④教養コア 科目	⑤藤プロ ジェクト	⑥外国語科 目（外国人 留学生の場 合は※1. a～c参照）	
必修単位	2単位	1単位	3単位			2単位	11単位
選択必修単位	2単位以上			4単位以上		4単位以上	幼免・小免指定科目 から48単位以上 ^{*2}
選択単位							
自由選択単位	50単位以上 ^{*3}						
卒業必要 単位数合計	127単位以上						

※1 基盤教育科目は、区分「建学の理念科目」の必修科目以外の科目から2単位以上、区分「教養コア科目」から4単位以上、区分「外国語科目」から4単位以上選択必修。ただし、学則第63条に定める外国人留学生の区分「外国語科目」の履修については、以下の通りとする。

- 留学生を対象に開講する日本語科目も、「外国語科目」として履修することを認める。
- 母語（第一言語）、母国における公用語、又はそれに準ずる日常語（例：中等教育の主たる教授言語）に相当する言語の科目を、「外国語科目」として履修することは、原則として認めない。

- c. 英語が前項 (b) の言語に該当する場合、ウェルビーイング学部における英語必修科目 (Academic Communication I・II) の単位は英語以外の外国語科目 (留学生日本語科目を含む) の単位をもって充当できるものとする。
- ※2 次ページの表に記載された幼稚園・小学校教諭免許指定科目から 48 単位以上修得すること。
- ※3 他学科専門科目、他学部学科専門科目、協定校修得科目 (本学教育課程表外の科目) 及び他大学等で修得した科目は、合わせて 8 単位まで自由選択単位として算入できる。

[幼稚園・小学校教諭免許指定科目]

<ul style="list-style-type: none"> ・国語 (書写含む) ・社会 ・算数 ・理科 ・生活 ・子どもの遊びと学び ・音楽 ・音楽表現法 ・図画工作 ・造形表現法 ・家庭 ・初等体育 ・英語 	<ul style="list-style-type: none"> ・国語科教育法 ・社会科教育法 ・算数科教育法 ・理科教育法 ・英語科教育法 ・生活科教育法 ・音楽科教育法 ・図画工作科教育法 ・家庭科教育法 ・体育科教育法 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育内容 (健康) ・保育内容 (人間関係) ・保育内容 (環境) ・保育内容 (言葉) ・保育内容 (表現) ・保育内容総論 ・保育内容の指導法 (健康) ・保育内容の指導法 (人間関係) ・保育内容の指導法 (環境) ・保育内容の指導法 (言葉) ・保育内容の指導法 (表現)
<ul style="list-style-type: none"> ・保育原理 ・教師・保育者論 ・教育制度論 ・学級経営論 ・教育心理学 ・学校教育心理学 ・児童期以降の発達と心理 ・特別な教育的ニーズに対する理解と支援 ・教育課程総論 (全体的な計画を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育の理論と実践 ・特別活動・総合的な学習の時間の指導法 ・教育方法論 (情報通信技術の活用含む) ・生徒指導・進路指導 ・幼児理解と援助 ・臨床発達検査法 ・教育相談の理論と方法 ・教育実習 (幼稚園・小学校) ・教育実習指導 (幼稚園・小学校) ・保育・教職実践演習 (幼稚園・小学校) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保幼小連携特論 ・地域社会と学校 ・現代社会と教育

(2) 修業年限

4 年以上在学すること。ただし 8 年を超えてはならない (休学期間は在学年数には含まれない)。

2 授業科目及び履修方法

ウェルビーイング学部の授業科目は、基盤教育科目、学科専門科目及び教員免許に関する科目 (「指導法に関する科目等」) に区分されている。

(1) 基盤教育科目

- a. 基盤教育科目の中で「キリスト教概論」「スタートアップセミナー」「キャリアデザイン I」「データサイエンス基礎 I」「Academic Communication I」「Academic Communication II」は必修科目である。
- b. 教育職員免許状の取得を希望する場合、次の科目を履修しなければならない。
- ・「日本国憲法」2 単位
 - ・「データサイエンス基礎 I」2 単位
 - ・「運動の科学」2 単位「運動の実践 A」1 単位「運動の実践 B」1 単位の 3 科目から、「運動の実践 A」「運動の実践 B」のいずれか 1 単位を含む合計 2 単位以上
 - ・「Academic Communication I」「Academic Communication II」「Interactive English A」「Interactive English B」のうち、いずれか 2 科目 2 単位以上

(2) 学科専門科目

a. 各学科専門科目の必修単位数と選択必修単位数は以下のとおりである。

ウェルビーイング学部 2026年度入学生		地域創生学科	食環境 マネジメント学科	子ども教育学科
	必修	32単位	79単位	11単位
	選択 必修	指定の区分ごとに 各2単位、 合計20単位以上		幼児・小免指定科目 48単位以上選択必修
	選択	24単位	27単位	

b. 教員免許状、資格取得を希望する場合は、別項にそれぞれ指定された科目を履修しなければならない。

c. 子ども教育学科では、学生が取得を希望する免許・資格に応じた体系的な科目履修ができるように、主に幼稚園免許と保育士資格の取得を目指す学生には〈幼・保履修モデル〉を、主に幼稚園教諭・小学校教諭免許の取得を目指す学生には〈幼・小履修モデル〉を提示している。しかしながら、履修モデルに提示されている科目以外の履修を妨げるものではない。履修モデルの詳細については、履修の手引きを参照すること。

d. 学科専門科目の履修については、教育課程表、履修の手引き及びシラバスを参照すること。

(3) 教員免許に関する科目

地域創生学科・食環境マネジメント学科

教員免許取得のためには、学科専門科目に開設されている教科に関する専門的事項（地域創生学科）、栄養に係る教育に関する科目（食環境マネジメント学科）の区分に該当する科目、及び学科の教育課程とは別に開設されている教員免許に関する科目（「指導法に関する科目等」）の履修が必要である（詳細は教職課程履修要項を参照）。

教員免許に関する科目（「指導法に関する科目等」）の指定された科目のうち、地域創生学科は12単位まで、卒業要件の自由選択単位に含むことができる。食環境マネジメント学科は8単位まで、卒業要件の選択単位に含むことができる。算入できる単位数は次頁の表を参照すること。詳しくは教育課程表を参照すること。

子ども教育学科

子ども教育学科は、幼稚園教諭免許または小学校教諭免許のいずれかの取得を主たる目的とする学科である。

このため学科専門科目として教員免許に関する科目が開設されており、卒業要件に含むことができる。

(4) 他学科専門科目・他学部学科専門科目・協定校修得科目及び他大学等で修得した科目

これらの履修については、次頁の表のとおり選択単位として卒業要件に算入できる。

履修についての詳細は、それぞれの教育課程表、履修の手引き及びシラバスを参照すること。

選択単位として卒業要件に含まれる単位数

	地域創生学科	食環境マネジメント学科	子ども教育学科
教員免許に関する科目 (「指導法に関する科目等」)	12単位まで	合わせて 8単位まで	合わせて 8単位まで
他学科専門科目	12単位まで		
他学部学科専門科目	合わせて 12単位まで		
協定校修得科目	12単位まで		
他大学等で修得した単位	12単位まで		

3 学 期

学期は前期（4月～9月）と後期（9月～3月）の2学期とし、各学期は、15週を原則とする。

4 授 業 時 間

授業は次の時間割によって行われる。

講 時	時 間	時 限	時 間
I	9：00～10：30	1	9：00～ 9：45
		2	9：45～10：30
II	10：40～12：10	3	10：40～11：25
		4	11：25～12：10
III	13：00～14：30	5	13：00～13：45
		6	13：45～14：30
IV	14：40～16：10	7	14：40～15：25
		8	15：25～16：10
V	16：20～17：50	9	16：20～17：05
		10	17：05～17：50

5 単 位

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とし、科目によってその基準は異なる。
- (2) 実験、実習、実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とし、科目によってその基準は異なる。
- (3) 卒業研究の授業科目については、学修の成果を評価し所定の単位を授与する。

6 単位修得の要件

- (1) 所定の履修登録を完了すること。
- (2) 欠席時（回）数が総授業時（回）数の1/3を超えないこと。
- (3) 試験またはレポート等による成績が合格点（60点以上）であること。

7 既修得単位の認定

- (1) 既修得単位の認定の申請ができる者は、本学または他の大学を卒業または中途退学し、新たに1年目に入学した者に限られる。
- (2) 本学が教育上有益と認めるときは、学則第19条の4第1項及び第2項の定めるところにより、既に修得した単位について、60単位を超えない範囲で本学において修得した単位として認定することができる。
- (3) 既修得単位の認定を受けようとする者は、所定の申請書に卒業証明書および成績証明書を添えて、新年度の履修登録期限前に申請することができる。教職課程の科目について既修得単位の認定を受けようとする者は、さらに「学力に関する証明書」も添えること。

8 協定校等における修得単位の認定

協定校とは、本学と協定を結んだ海外留学協定校、国内の学生交流協定校及び札幌圏大学・短期大学間単位互換協定校のことをいう。また、この他に、協定校及びその他の大学や語学センター等が提供するオンラインによる語学研修プログラムの受講・修了により単位が認定される場合がある。

協定校及び認定方法については、次の通りである。

(1) 協定校等一覧

【海外留学協定校】

アメリカ：セント・エリザベス大学、ベネディクティン大学、マリアン大学、

ウェスタンワシントン大学

イギリス：ケント大学、リーズ大学、ニューカッスル大学、

ロンドン大学ユニバーシティ・カレッジ

オーストラリア：オーストラリア カトリック大学、グリフィス大学

カナダ：カルガリー大学、マキュワン大学

韓国：韓国カトリック大学、明知大学

台湾：輔仁大学、文藻外語大学

中国：上海外国語大学

フィリピン：ミリアム大学

【学生交流協定校（国内留学）】

上智大学、南山大学

【札幌圏大学・短期大学単位互換協定校】

札幌学院大学、札幌国際大学、札幌大学、東海大学札幌校、北翔大学、北星学園大学、北海道科学大学、北海道情報大学、北海道文教大学、酪農学園大学

札幌国際大学短期大学部、北翔大学短期大学部、北星学園大学短期大学部

【オンライン語学研修指定校】

協定校以外で、オンライン語学研修プログラムを提供する大学・語学センター等を「オンライン語学研修指定校」とし、プログラム受講の申込時期の前までに学生向けに周知する。

(2) 認定方法

協定校等で修得した科目の成績は、「認定」と表示される。

なお、留学等により単位認定された科目は、卒業に必要な単位として認められても、免許・資格に関わる科目の単位としては認められない。

免許・資格に関わる科目の単位の認定については、次の表のとおりである。

免許・資格の種類		卒業必要単位	免許・資格取得の単位
教育職員免許状	教科に関する専門的事項	認定可	教職課程のない他大学で修得した科目から本学の「教科に関する科目」へ読替認定した場合は可
	指導法に関する科目等	卒業要件に含めることが出来る科目のみ認定可	一部可
社会調査士		認定可	不可
管理栄養士国家試験受験資格		認定可	不可
栄養士免許		認定可	不可
食品衛生管理者・監視員		認定可	不可
保育士		認定可	指定保育士養成施設の場合は可(30単位以内)
児童厚生1級指導員資格		認定可	不可
司書となる資格(必修科目及び選択科目の「図書館に関する科目」)		認定不可	不可
司書教諭		認定不可	不可

① 「読み替え」による認定

協定校で修得した科目は、本学で開講されている科目と内容を照らし合わせた上で、読み替え可能であると判断された場合に、その該当する本学の授業科目として認定される。

② 基盤教育科目の外国語科目「海外語学研修」への認定

協定校留学時の語学科目や短期語学研修は、基盤教育科目の外国語科目「海外語学研修」として認定することがある。その際は、卒業要件区分の「基盤教育科目⑥外国語科目」とはみなされず、「自由選択単位」に算入される。

・協定校留学時の語学科目……前述①の読み替えにより認定できない場合(当該外国語科目が修得済になっていたり、本学に設けられていない外国語科目の場合など)に、「海外語学研修」として認定する。

・短期語学研修……認定科目は「海外語学研修」とするが、本学の外国語科目の中の当該言語の科目(既修得・履修中を除く)で認定することもできる。

③ 基盤教育科目の外国語科目「オンライン語学研修」への認定

本学所定のオンライン語学研修プログラムを修了した場合の認定科目は基盤教育科目の外国語科目「オンライン語学研修」とする。その際は、卒業要件区分の「基盤教育科目⑥外国語科目」とはみなされず、「自由選択単位」に算入される。

④ 「協定校修得科目」としての認定

上記の認定①②が不可能である場合、協定校で修得した科目名のまま本学の卒業要件として認

定することがあり、これを協定校修得科目という。

ただし、認められる単位数の上限は、学科によって異なる。

協定校修得科目の認定可能上限単位数

- ・地域創生学科……他学部学科専門科目と合わせて12単位まで自由選択単位として算入できる。
- ・食環境マネジメント学科……他学科専門科目、他学部学科専門科目、教員免許に関する科目（「指導法に関する科目等」）（指定科目）と合わせて8単位まで選択単位として算入できる。
- ・子ども教育学科……他学科専門科目、他学部学科専門科目、他大学等で修得した単位と合わせて8単位まで自由選択単位として算入できる。

(3) 単位認定の上限

単位認定は、留学年度に在籍している本学での学科・学年の履修登録上限単位数を限度とする。

ただし、短期語学研修と札幌圏大学・短期大学等单位互換での単位認定は、認定年度の履修登録上限単位数には含まれない。

札幌圏大学・短期大学単位互換制度（Green Campus）による単位互換認定

- (1) 札幌圏大学・短期大学単位互換制度（Green Campus）に、「単位互換履修生」として履修できるのは、2年生以上の学生である。
- (2) 「単位互換履修生」は、本学で開講されていない科目について年間10単位まで履修することができる。修得単位は卒業要件として算入することができる。算入できる単位数は別に定める。
- (3) 「単位互換履修生」は、各大学・短期大学の図書館を利用できる。
- (4) 「単位互換履修生」は、学費の負担はない。ただし、実験・実習・演習費については徴収する場合はある。

※ 本学では、ウェルビーイング学部地域創生学科、子ども教育学科が対象となる。

実際の手続きの詳細については、2年次以降のガイダンスにて説明するので、その指示に従うこと。

9 履修登録

入学年度の教育課程表、履修の手引き及びシラバスを参考に卒業までの履修計画をたて、その年度に履修するすべての授業科目について、履修登録をしなければならない。

(1) 履修登録についての注意事項

- ① 教育課程表により配当されている所定年次（学科・クラス指定のある科目は指定クラス）の授業科目を履修しなければならない。
- ② 履修登録した科目でなければ履修することはできない。
- ③ すでに単位を修得・認定された授業科目の再履修は認められない。
- ④ 同一時限に2科目以上の履修は認められない。

(2) 履修登録単位数の上限

履修登録をした授業科目の履修にあたっては、単位修得に向けて最善の努力をしなければならない。

自学自習の時間を考慮し、卒業要件を年次配分し無理なく履修計画を立てた場合、年間 40 単位前後の履修で、3 年次までに卒業要件の総単位数〈124 単位（地）／126 単位（食）／127 単位（子）〉は修得できることになる。

ウェルビーイング学部では、卒業要件と同時に資格取得等を考慮し、年間履修登録単位の上限を下記のとおり定めている。

履修上限単位

学年	1 年	2 年	3 年	4 年
単位数	49	49	49	49

- ※ 地域創成学科、食環境マネジメント学科、子ども教育学科の上限単位の中に、基盤教育科目のうち、スタートアップセミナー、キャリアデザイン I は含まない。
- ※ 地域創成学科、食環境マネジメント学科の上限単位の中に、教職課程科目、図書館情報学課程科目を含まない。
- ※ 子ども教育学科の上限単位の中に、図書館情報学課程科目を含まない。
- ※ 食環境マネジメント学科の上限単位の中に、学科専門科目のうち、栄養士のための化学は含まない。
- ※ 履修登録時における通算 GPA が 2.5 以上、かつ所属学科の各学年の中で上位 30% の者については、当該年度において、上限を超えて更に 4 単位追加履修することができる。
- ※ 地域創成学科では、編入生、転部・転科生に上限を超えて履修を認めることもある。
- ※ 食環境マネジメント学科では、編入生に上限を超えて履修を認めることもある。
- ※ 子ども教育学科では、編入生、転部・転科生に上限を超えて履修を認めることもある。

(3) 履修登録の期間

4 月 Web 履修登録期間に履修登録すること。（学生生活ハンドブックの学年暦を参照のこと）
 〈ただし、後期開講科目については、9 月後期履修登録追加・修正期間に修正登録することができる。〉

10 試 験

試験は、授業期間中（補講期間含む）に担当教員の指示によって行われ、レポート、作品等の提出の場合もある。

- 追 試 験 (1) 追試験は、下記の理由で試験もしくはそれに準ずるものについて欠席した者が、「追試験願」を提出して、受験が認められた場合に行う試験である。
- (2) 追試験を願い出る者は、定められた期日までに下記証明書等を添えて「追試験願」を教務課に提出しなければならない。
- (3) 追試験の受験資格と提出書類は以下のとおりである。以下の理由で追試験を受験する場合、受験料は免除とする。

	理由	提出書類	備考
1	学外実習による公認欠席	公認欠席届*	教育実習・介護等体験等の学外実習
2	忌引きによる特別欠席	公認欠席届（特別欠席）*	二親等まで
3	学校感染症による出席停止	公認欠席届（出席停止）*	学校保健安全法施行規則第18条第一種～第三種による学校感染症
4	就職試験	受験票写 本学指定の就職試験応募証明書	学生生活ハンドブックの〈各種届出〉の「5. 欠席届 B 公認欠席届」の項を参照
5	公共交通機関の遅延	該当交通機関の発行する遅延証明書	
6	病気・けが	医師の診断書、またはこれに準ずるもの	
7	交通事故	事故証明書	
8	その他やむを得ない理由	その事由を証明するもの	

* 公認欠席、特別欠席、出席停止の場合は、所定の手続きを行った上で「追試験願」を教務課に提出すること。

* 上記の理由以外について追試験を認めることがある。その場合の受験料は2,000円とする。

- (4) 追試験を願い出た科目の再試験は受験することはできない。
- (5) 前期追試験はおおむね8月、後期追試験はおおむね2月に日時を定めて行う。

- 再 試 験 (1) 再試験は、成績の結果が不合格になった者に対して行う試験であり、1回に限り行うことがある。
- (2) 再試験を実施する科目は、事前に発表する。
- (3) 再試験を願い出る者は、定められた期日までに「再試験願」を教務課に提出しなければならない。
- (4) 再試験の受験料は1科目2,000円とする。
- (5) 再試験に合格した場合の最終成績は、全て60点とする。
- (6) 前期再試験はおおむね8月、後期再試験はおおむね2月に、日時を定めて行う。

(7) 再試験の追試験は行わない。

試験に関する注意事項

試験受験の際には学生証が必要です。学生証が無ければ試験は受験できません。(期間外試験も同様です。)

学生証を忘れた場合は仮受験票を発行しますので教務課へ来てください。

1. 受験にあたっては、監督者の指示に従うこと。
2. 遅刻者の入室は、試験開始後 25 分以内とする。
3. 試験期間中は長机（3 人掛け）の真ん中の席は使用しないこと。
4. 特別に持ち込みを許可されたもの以外は、机の上においてはならない。
5. 不正行為は絶対行わないこと。不正行為を行った者は、
 - (1) 該当科目を不認定とする。
 - (2) 学則及び懲戒に関する規程による懲戒処分対象となり学籍原簿への記載がなされ永久に記録される。
 - (3) 処分内容は、保証人へも通知される。

11 成 績

(1) 成績の評価

成績の評価及び基準は次のとおりである。

評価基準

	点 数	評 価	基 準
合 格	100～91	A +	授業の到達目標を完全に満たしているかまたは超えている
	90～80	A	授業の到達目標を十分に満たしている
	79～70	B	授業の到達目標を満たしている
	69～60	C	授業の到達目標を最低限度満たしている
	-	認定	点数による評価を行わず単位認定のみとするもの
不 合 格	59～0	F	授業の到達目標を満たしていない
	-	不認定	単位認定の基準を満たしていない。(点数による評価を行わない科目)
放 棄	-	放棄	試験を欠席（レポートを未提出）し、追試験の願い出がない。 欠席が 1/3 を超えている。

※ 基盤教育科目「スタートアップセミナー」「キャリアデザインⅠ」、食環境マネジメント学科専門科目「臨床栄養学実習Ⅲ」「公衆栄養学実習」「給食経営管理実習Ⅱ」「管理栄養士実務実習」、子ども教育学科専門科目「教育実習（幼稚園・小学校）」「教育実習（特別支援学校）」「児童館実習」「保育実習Ⅰ（保育所）」「保育実習Ⅰ（福祉施設）」「保育実習Ⅱ（保育所）」「保育実習Ⅱ（福祉施設）」「保育実習Ⅱ（児童館）」、協定校留学終了者及び短期語学研修の単位認定科目、編入生及び既修得単位の単位認定科目の成績は点数での成績評価は行わず「認定」とする。

※ 不合格・放棄の成績は、成績証明書には表記しない。

(2) 成績発表

履修科目の成績は、前期及び後期の所定の日によりポータルサイト「F-Station」を通じて、各自に通知する。

成績発表

前 期	9 月中旬	全 学 年
後 期	2 月下旬	4 年生
	3 月上旬	1～3 年生

在学生の保証人（親・学費負担者）に、前年度成績及び当年度履修科目を5月中旬に、前期成績及び後期追加履修科目を10月中旬に通知する。

(3) GPA について

GPA とは、Grade Point Average の略で、授業科目ごとの成績評価を段階で評価し、それぞれの評価に対応するようにグレード・ポイント（GP）を付与して1単位あたりの平均値を算出したものをいう。学修成果を客観的に評価することができる。

GPA は、ポータルサイト「F-Station」を通じて通知するほか、成績通知書、成績証明書にも記載される。

履修登録した科目の履修を途中でやめると「放棄」となり、GPA の計算に含まれてしまうので、履修登録のときにシラバスをよく参照するなど熟慮すること。

①計算方法

それぞれの科目の成績評価を右表に示す GP に置き換え、単位数を掛けた数の合計を履修登録総単位数で割る。

再履修した科目は、初めに履修したときの成績も含め、全ての成績評価と単位数が対象となる。

成績評価	GP
A +	4.0
A	3.0
B	2.0
C	1.0
F、放棄	0

i 成績評価が「認定」の科目は対象外とする。

ii 卒業要件に含まない科目は対象外とする。

ただし、卒業要件に含まれる科目のうち、次の科目は対象外とする。

- ・教員免許に関する科目（「指導法に関する科目等」）
- ・他学科専門科目、他学部専門科目

（計算式）

$$\frac{(4.0 \times A + \text{の修得単位数}) + (3.0 \times A \text{の修得単位数}) + (2.0 \times B \text{の修得単位数}) + (1.0 \times C \text{の修得単位数})}{\text{履修登録総単位数（不合格・放棄の単位数を含む）}}$$

②GPA の活用方法

i GPA は、教員が客観的に履修指導するための参考資料とする。

- ・学期ごとに1.0未満の学生は、アカデミックアドバイザー等の履修指導を受けなければならない。また、保証人にも履修指導について報告する。
- ・2学期以上続けて1.0未満の場合は、学年担任等の履修指導を受けなければならない。また、保証人にも履修指導について報告し、場合によっては履修指導に同席してもらう。
- ・3学期連続で1.0未満の学生については、学生は保証人も同席の上、学科主任等の履修指導を受けなければならない。その際、休学ないしは退学勧告も視野に入れた指導が行われる。

ii 成績優秀な学生に対し、履修の利便性を高めるため、通算 GPA が一定基準を超えた場合に履修登録単位数の上限を超えて履修を認める場合がある。

- ・履修登録時における通算 GPA が2.5以上、かつ所属学科の各学年の中で上位30%の者に

については、当該年度において上限を超えて更に4単位追加履修することができる。

- iii このほか、一部科目の履修条件、奨学金や高等教育の修学支援新制度による授業料減免の選考基準、協定校留学等の選考基準、就職活動の学校推薦等の選考基準、成績優秀者の表彰基準にも利用する。

12 進級に必要な単位数

	ウェルビーイング学部		
	地域創生学科	食環境マネジメント学科	子ども教育学科
卒業要件 単位	2年次終了までに50単位以上を取得しておかなければならない。	2年次終了までに50単位以上を取得しておかなければならない。 3年次終了までに90単位以上を取得しておかなければならない。	2年次終了までに49単位以上を取得しておかなければならない。

※国内・海外留学協定校に留学した（もしくは留学中の）学生には適用しない。